

令和5年1月20日

財務・経理部門承認（令和5年1月17日）

土木学会役員・委員等国内出張旅費規則の別表改正

趣旨：現状の宿泊費に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律「別表第一 内国旅行の旅費」に準じて宿泊費の上限を改正する。

別表－1 会議、委員会等の宿泊費の上限

(単位：円)

区 分	甲 地 方	乙 地 方
会長、次期会長、副会長、専務理事	12,000 → 14,800	10,500 → 13,300
理事、監事	10,500 → 13,100	9,200 → 11,800
支部長、支部幹事長、委員会委員長	10,500 → 13,100	9,200 → 11,800
委員会の委員、幹事	9,500 → 10,900	8,500 → 9,800

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す(小委員会、部会等の長は該当しない)。甲地方とは、財務省令で定める地域(東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市)をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

土木学会受注研究国内旅費規則の改正

趣旨：現状の宿泊費に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律「別表第一 内国旅行の旅費」にあわせて日当と宿泊費の上限を改正する。また、「土木学会受託研究取扱規程」に準じて規則の文言修正を行う。

規則の文言修正

改正前	改正後
タイトル：土木学会受注研究国内旅費規則	タイトル：土木学会受託研究国内旅費規則
第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）の受注研究業務（以下「業務」という。）に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。	第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）の受託研究業務（以下「業務」という。）に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。

別表－1 日当・宿泊費

(単位：円)

区 分	日 当	宿 泊 費
委員会委員長	2,600 → 3,000	13,100 → 14,800
上記以外の委員会委員等	2,200 → 2,600	10,900 → 13,100

令和5年1月20日
総務部門承認（令和5年1月19日）

土木学会事務局国内出張旅費規程の別表改正

趣旨：現状の宿泊費に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律「別表第一 内国旅行の旅費」に準じて日当と宿泊料を改正する。

別表

区 分	日 当	宿 泊 料	
		甲 地 方	乙 地 方
参 与	1,400 → 1,700	9,500 → 10,900	8,500 → 9,800
参 事	1,400 → 1,700	9,500 → 10,900	8,500 → 9,800
主 事	1,400 → 1,700	9,500 → 10,900	8,500 → 9,800
1・2級職員	1,400 → 1,700	8,700	7,800

（注）甲地方とは、財務省令で定める地域（東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市）をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

※資料10-4、資料10-5、共に2023年2月1日から施行する。

【参考資料】国家公務員等の旅費に関する法律「別表第一 内国旅行の旅費」
（令和元年六月一四日法律第三七号）

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
			甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	三、八〇〇円	一九、一〇〇円	一七、二〇〇円	三、八〇〇円
	その他の者	三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円
指定職の職務にある者		三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
七級以上の職務にある者		二、六〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円
六級以下三級以上の職務にある者		二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円
二級以下の職務にある者		一、七〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円	一、七〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。